歯科技工士業務従事者届(令和8年12月31日現在)

従事者施設コード (保健所記入欄)						

氏　　名	旧姓:　　(任意)	1 男 2 女	年　齢	歳	
住　　所					
歯科技工士名簿登録	番　　号				
	年 月 日	年　　月　　日	※ 主たる業務	6	
業務に従事する場所	○【01】病院 ○【03】診療所 ○【28】歯科技工所 ○【24】事業所 ○【26】歯科技工士学校又は養成所 ○【27】その他		従事する場所		
	所 在 地				
	名　　称				
	電話番号				
備　　考					

＜備　考＞

1　各欄に記入し、数字は○で囲むこと。また、□の中に数字を必ず記入すること。
（※の部分は記載しない。）

2　「業務に従事する場所」の欄は、2つ以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるものの一つについて記載すること。

「病院・診療所」には、病院又は診療所に勤務して、当該病院又は診療所において治療中の患者のための歯科技工を行っている者が該当する。

なお、病院・診療所に勤務する者であっても、当該病院又は診療所において治療中の患者以外の者のためにも歯科技工を行っている者は「歯科技工所」に計上すること。

3　昭和57年3月31日までに免許を取得したものは、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士名簿に登録されていたかを備考欄に明記すること。

＜業務に従事する場所の説明＞

1　歯科技工所…歯科技工士法第2条第3項に規定する歯科技工所において業務に従事している者

2　病院又は診療所…医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項又は第2項に規定する病院又は診療所に勤務する者であって、当該病院又は診療所において診療中の患者のための歯科技工の業務に従事している者

3　歯科技工士学校又は養成所…文部科学大臣の指定した歯科技工士学校又は都道府県知事の指定した歯科技工士養成所において業務に従事している者

4　事業所…1から3に該当しない事業所又は事務所(会社、工場、事業場、官公署、教育研究機関、その他の事業所又は事務所)において業務に従事している者

5　その他…1から4に該当しない場所において業務に従事している者